

エコレールマーク事業実施要領（抜粋）

第1章 総則

1. エコレールマークの目的

エコレールマーク事業は、消費者が日常生活を営む上で目に触れにくい、企業が行う鉄道貨物輸送による環境負荷低減の取組について、企業の商品、カタログ等消費者に目に触れやすい媒体への表示を行うことにより理解を促すことで、消費者が自ら消費する商品の物流について企業の環境に対する行動を意識し、企業もこうした消費者の意識変化に対応することを通じて、消費者、企業が一体となって鉄道貨物輸送による環境負荷低減のための取組を進めるよう促すことを目的とします。

2. エコレールマークの表示対象となる媒体

エコレールマークの表示対象となる媒体は以下の通りとします。

- (1) 個別商品のイメージを表象する媒体（商品、段ボール、カタログ（商品の告知、説明に係る箇所）、新聞広告等）
- (2) 企業のイメージを表象する媒体（環境報告書、ウェブサイト、ポスター、新聞広告、カタログ（企業の取組の説明に係る箇所）等）

3. エコレールマーク事業の運営体制

- (1) エコレールマーク事業の事務は、社団法人鉄道貨物協会がエコレールマーク事務局として担当します。
- (2) エコレールマークの適正な運営を図るため、社団法人鉄道貨物協会の諮問機関として、「エコレールマーク運営・審査委員会」を置きます。
なお、「エコレールマーク運営・審査委員会」の委員は、国土交通省が事務局を務める「エコレールマーク検討委員会」が選定します。

第2章 エコレールマーク商品及びエコレールマーク取組企業の認定

1. エコレールマークの認定対象企業

エコレールマーク商品の認定又はエコレールマーク取組企業の認定を受けられる企業は、鉄道貨物輸送の定期的利用に取り組んでおり、かつ、原則として、一般消費者向けの商品の製造を行っている企業とします。

2. エコレールマーク商品の認定基準

エコレールマーク商品は、第1章2.(1)に示した個別商品のイメージを表象する媒体に表示するものとして認定され、その認定基準は以下の通りとなります。

当該商品について、数量または、数量×距離の比率で30%以上の輸送（500km以上の陸上貨物輸送）に鉄道を利用していること。

3. エコレールマーク取組企業の認定基準

エコレールマーク取組企業は、第1章2.(2)に示した企業のイメージを表象する媒体に表示するものとして認定され、その認定基準は以下の通りとなります。

当該企業について、数量または、数量×距離の比率で15%以上の輸送（500km以上の陸上貨物輸送）に鉄道を利用していること。

